

明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれのある産業廃棄物の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、地域の生活環境を保全するとともに、市民の生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の適正な処理を行うとともに、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、産業廃棄物の処理を行う者に対して土地を使用させるときは、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう注意を払うとともに、産業廃棄物の不適正な処理を行うおそれがある者に対して当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、地域の生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するために、必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの地域の生活環境を保全するため、地域において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう注意を払うとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、法、この条例その他の関係法令等に基づく権限を的確に行使するとともに、市民及び関係機関と連携した監視体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保管の届出)

第7条 産業廃棄物を排出する事業者は、面積が100平方メートル以上の土地において、自らが排出した産業廃棄物の保管をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 産業廃棄物の保管をする土地の所在地

(3) 産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(4) 産業廃棄物の保管をする土地の面積

(5) 保管をする産業廃棄物の種類及び数量

(6) 産業廃棄物の保管を開始する日

(7) 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

(8) 産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の地域の生活環境の保全及び市民の生活の安全の確保のために講ずる措置の内容

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による届出をすることを要しない。

(1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物の保管をする場合

(2) 法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設の敷地において産業廃棄物の保管をする場合

(3) 法第12条第3項又は第12条の2第3項に規定する保管をする場合

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条第1項(同法第15条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管をする場合

(5) 災害のために必要な措置として、応急的に産業廃棄物の保管をする場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全のための措置が講じられている場合として規則で定める場合  
(保管の変更の届出)

第8条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、同項第4号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 届出者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(保管の廃止の届出)

第9条 届出者は、第7条第1項の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の保管を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(運搬管理票)

第10条 届出者は、第7条第1項の規定による届出に係る土地に産業廃棄物を搬入し、又は当該土地から産業廃棄物を搬出しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の運搬に従事する者に対し、次に掲げる事項を記載した運搬管理票を交付しなければならない。

(1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

(2) 搬入する場合にあっては、産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地

(3) 搬出する場合にあっては、搬出先である事業場等の名称及び所在地

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により運搬管理票の交付を受けて産業廃棄物の運搬に従事する者は、当該運搬中は、運搬に使用する車両の見やすい箇所に当該運搬管理票を掲示しなければならない。

(搬入搬出管理簿)

第11条 届出者は、規則で定めるところにより、第7条第1項の規定による届出に係る土地ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、当該土地に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。

(搬入一時停止命令)

第12条 市長は、産業廃棄物の保管がされている土地(第7条第1項の規定による届出が必要な土地に限る。)への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺地域の生活環境の保全又は市民の生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該保管をする者に対し、法又はこの条例に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることはできない。ただし、同項の規定による命令を受けた期間の満了時点において、同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、同項の報告の徴収又は立入検査の結果が明らかでないときは、当該期間を延長することができる。

(保管者に対する措置命令)

第13条 市長は、第7条第1項の規定による届出が必要な産業廃棄物の保管につき、法第12条第1項の産業廃棄物処理基準(法第2条第5項の特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準。次条において「処理基準」という。)に適合しない産業廃棄物の保管がされている場合において、地域の生活環境の保全上又は市民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該保管をする者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(土地所有者等に対する措置命令)

第14条 市長は、処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分がされた場合において、地域の生活環境の保全若しくは市民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該保管又は処分に係る土地の土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この

場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、保管又は処分の方法その他の事情から見て相  
当な範囲内のものでなければならない。

(1) 前条第1項の規定により処理基準に適合しない産業廃棄物の保管をする者に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを  
命じた場合又は法第19条の5第1項の規定により同項に規定する処分者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命  
じ、若しくは法第19条の6第1項の規定により同項に規定する排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを  
命じた場合において、これらの者の資力その他の事情から見て、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずるこ  
とが困難であり、又は講じても十分でないとき市長が認めるとき。

(2) 土地所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分がされることを知りながら当該保管又は  
処分をする者に土地を使用させていたとき、処理基準に適合しない保管又は処分がされていることを知り、又は容易に知るこ  
とができた場合において、当該保管又は処分をしている者に対して必要な措置を講ずべき旨の求めを正当な理由なく行わな  
かったとき、その他第4条の規定の趣旨に照らし、土地所有者等に支障の除去等の措置を講じさせることが適当であると市長  
が認めるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(事故時の報告)

第15条 産業廃棄物の保管をする者(以下「保管者」という。)は、産業廃棄物の保管を行う場所において火災、爆発その他の事  
故が発生したときは、直ちに、市長に規則で定める事項を報告しなければならない。

(解体工事の注文者の義務)

第16条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第2条第3  
項第1号に規定する解体工事(他の者から請け負ったものを除く。以下「解体工事」という。)の注文者は、同条第2項に規定する  
建設資材廃棄物(以下「建設資材廃棄物」という。)の処分に係る費用の適正な負担により、建設資材廃棄物が適正に処分され  
るよう努めなければならない。

(建設資材廃棄物の引渡完了報告等)

第17条 解体工事の注文者から解体工事(建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事であるものに限る。以下同  
じ。)を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者(以下「自主施工者」という。)は、当該解体工事  
に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めると  
ころにより、建設資材廃棄物の搬出先の事業場等の名称その他の規則で定める事項を市長及び当該解体工事の注文者(自主  
施工者にあつては、市長)に報告しなければならない。

2 解体工事の注文者は、前項の規定による報告がなかったとき、又は当該報告の内容からみて建設資材廃棄物の処理が適正  
に行われていないと認めるときは、市長に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進)

第18条 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する者及び産業廃棄物の運搬又は処分を受託する者は、電子情報処理組織  
(法第2条第6項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して産業廃棄物の適正な管理を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保管者に対し、産業廃棄物の保管に関し必要な報告を求めることが  
できる。

(立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保管者の事務所若しくは事業場等又は産業廃棄物を保  
管する土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物の保管に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は  
試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、保管者に対し、法若しくはこの条例に基づく命令又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告  
発(以下「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及びその  
代表者の氏名)その他規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、産業廃棄物の保管をした者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して運搬管理票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬管理票を交付して、産業廃棄物を搬入し、又は搬出した者
- (3) 第10条第2項の規定に違反して運搬管理票を掲示しなかった者
- (4) 第11条の規定に違反して搬入搬出管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者
- (5) 第15条又は第19条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第20条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年兵庫県条例第23号)の規定によりなされた届出、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた届出、処分その他の行為とみなす。